

2017年 社会保障の拡充を求める要望書の回答

1. だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 2018年度の都道府県化に合わせて保険税を引き下げてください。

① 一般財源からの繰入を行なってください。

2018年度の都道府県単位化の準備が進行し、県国保運営方針案では「決算目的の法定外繰入は行なわない」とし、保険税を大幅に引き上げる標準保険税案の考え方が示されています。現在でも法定外繰入を行なっているにもかかわらず「高すぎる保険税」であり、滞納世帯の大半は低所得者です。地方自治体では厳しい財政事情の状況にあることは昨年の要望書の回答で理解をしていますが、引き続き、一般会計法定外繰入を継続し、保険税を引き上げず、可能な限り引き下げる努力をお願いします。

【回答】

一般会計からの繰入金については、国保の受益者以外の方が負担している税金が財源になっていることを考慮し、また、受益者負担の原則を踏まえ、多額の繰入を行うことは難しいと考えています。

② 国庫負担の増額を国に要請して下さい。

国保の都道府県化が2015年2月の国と地方の協議で、国保へ3400億円の予算確保で合意した経緯があり、来年2018年4月から開始されます。この国と地方の協議の場では「協会けんぽ並の保険料(税)負担率まで引き下げるには1兆円が必要」との認識が地方の側から示されていました。国保は他の医療保険に加入できない高齢者、無職者などを多く抱えています。保険税を引き下げるには3400億円では足りません。1兆円の予算確保を国に要請して下さい。

【回答】

国庫負担の増額については、埼玉県を始めとした関係団体に働きかけを行ってきており、平成30年度から実施される国保運営の広域化においても安定した財政運営が実施できるよう要望をしていきます。

③ 国の保険者支援金を活用してください。

消費税8%増税を財源とする保険者支援制度が実施されていますが、これを活用して国保税引き下げに活用してください。2016年度の実績と2017年度の見込み額を教えてください。

【回答】

本支援制度の趣旨は、保険者である市町村への財政支援です。国保財政の厳しい運営状況が続いていることから、保険税引下げは難しいものと考えています。

2016年度の実績額は55,018,000円、2017年度の見込額は55,810,000円となります。

#### ④ 国保税の設定は、住民の負担能力に応じた応能割・応益割7対3としてください。

地方税法では応能割と応益割の標準割合は5対5とされています。応益割負担を増やせば低所得層の負担が大きくなり、「軽減策」の効果がなくなる可能性があります。昨年の要望書の回答なかでも低所得者に配慮した7対3など応能割を高く設定している自治体が多数でした。しかし、「応能割を高くすると『中間所得層』に重くのしかかる。」という回答もありますが、国保税の設定は、住民の負担能力に応じた応能割・応益割7対3とし、低所得者層に配慮した割合設定にしてください。

##### 【回答】

国民健康保険税は受益と負担の公平性の確保の観点から、その応能割合及び応益割合の比率は、50対50が望ましいとされています。町では、応能割合が応益割合を上回り、この乖離が大きくなると低所得者への負担が軽減される一方で、中間所得者への税負担が過重になるという側面を持ち合わせています。この負担割合については、受益と負担の公平性を踏まえ、医療費の動向や経済情勢、国保を取り巻く施策などを勘案し決定していきたいと考えています。

#### ⑤ 子育て世帯に国保税の軽減をしてください。

子育て世帯は、子どもに収入がないにもかかわらず、均等割負担があり国保税額が高額になります。子育て世帯を支援するために、子どもの均等割負担は除外するなどして負担を軽減してください。こうした軽減策を検討するとともに、国、県に対して軽減の支援を要請して下さい。

##### 【回答】

現段階では軽減は考えていません。今後、国保を取り巻く施策などを勘案し、国や県への要請も含めて検討していきたいと考えています。

#### (2) 減免・猶予規定(国保法77条)の周知・活用を図ってください。

国保税の減免された世帯は、2014年度と2015年を比較すると約300世帯増えていますが、一昨年と昨年と同様に国保滞納世帯数の1.6%にすぎません(2016年社保協アンケート)。滞納世帯が20%にのぼることを考えれば、減免制度が機能しているとはいえない状況です。来年の新国保制度の周知とあわせ、減免制度の広報を充実してください。

また、所得の激減世帯だけでなく、生活保護基準の概ね1.5倍未満にある低所得世帯も対象に含めた申請減免実施要綱をつくってください。低所得世帯に対する支援を拡充するため、法定軽減率をさらに引き上げてください。

##### 【回答】

条例に基づいた離職・被災に対する減免や所得要件による軽減措置を実施しているところですが、町の厳しい財政状況を考えるとこれらの制度を拡充していくのは難しいものと考えます。

#### (3) 国保税滞納による資産の差押えについて

##### ① 国保税の滞納については、納得を基本に解決してください。

厚労省による収納対策強化によって、収納率が全国的に6年連続で上昇2015年度91.45%に達しています。埼玉県内でも0.55ポイント上昇し90%に到達しました。また差し押さえ件数も増加しています。こうした中で、「租税負担の公平性」を理由に徴

税強化が行なわれ、滞納処分の厳しさに耐えられず、住民が自らの命を絶つ事態が報道されております。

昨年の要望書の回答では、「国保税の滞納については原則差し押さえは行っていない」、「納税相談を行う」「自主納付にむけて何度となく納税のための交渉機会を設ける」などの回答がありました。今後も滞納者に寄り添った対応をお願いします。

生存権的財産まで差し押さえしないでください。また、営業が不可能になる資産の差し押さえや競売、法令無視の差し押さえしないでください。国保税が未納の住民に対しては、その経済状況などを個別につかみ、給与・年金、失業保険などの生計費相当額を差し押さえる強制徴収ではなく、公債権による徴収緩和などそれぞれの実態に合わせた対応をしてください。

また、民事再生手続きを裁判所に申し立てている住民の財産は差し押さえず相談に応じてください。

#### 【回答】

滞納者の実情に合わせた納税協議を行うほか、法令に則り、滞納処分を執行しています。また、民事再生手続きにおいても租税は免責されません。(民事再生法 122②、国税徴収法 8、地方税法 14)

### ② 2016 年度の納税緩和の申請件数と適用件数を教えてください。

地方税法 15 条にもとづく 2016 年度の納税緩和(徴収の猶予、換価の猶予、滞納処分の停止)の申請件数と適用件数を教えてください。

#### 【回答】

2016 年度は現在集計中です。2015 年度の地方税法 15 条の 7 第 1 項に基づく処分停止適用件数は 113 件です。

### (4) すべての被保険者に正規の保険証が交付されるようにしてください。

2017 年度のアンケートでは資格証明書の発行がゼロの前年より 3 自治体増え 26(41%)、10 件未満はゼロも含めて前年より 1 自治体減少し 40(63.5%)となりついでいます。資格証明書が発行されると全額自己負担となることから、受診抑制、手遅れ受診につながります。安心して医療が受けられるよう、すべての被保険者に正規の保険証を発行してください。

#### 【回答】

保険証については、国民健康保険に加入すると、1人に1枚が交付されます。

保険証は、国民健康保険の被保険者であるということを証明するものであるとともに、国民健康保険法第9条第3項及び第6項に基づき、保険税の納付を促進させるとともに被保険者間の税負担の公平を図るため、交付しています。

資格証明書については、納税に関する折衝の機会を設け、納付計画により納付が確認できたものから解除を行っています。納税折衝の機会を無視し、継続して納付が確認できない悪質な滞納世帯に対しては継続して発行を行っていく考えです。

### (5) 窓口負担の減額・免除について

#### ① 患者の一部負担金の減免規定(国保法 44 条)の活用をすすめて下さい。

国保税など税の滞納者であっても、病気の治療が中断される事があるといのちに関わります。国保課以外でも滞納に係わる相談の際には、疾病の有無を確認し、治療を

継続するための援助を行なう態勢を整えて下さい。

被災や非自発的失業などによって所得が激減した世帯だけでなく、生活保護基準の概ね1.5倍未満にある低所得世帯も減免対象に含めた条例をつくってください。現在、生活保護基準を目安とした減免基準がある場合は、これを引き上げて下さい。

**【回答】**

国民健康保険法第44条により、保険者は特別な理由のある被保険者で一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対し、一部負担金の免除、減額をすることができるようになっており、町においても松伏町国民健康保険に関する規則第11条に一部負担金の免除、減額について規定し運用しています。

また、国保税納付についてのご相談は税務課徴収担当で対応しており、引き続き国保担当と連携を密にしていきます。

一部負担金については、重複、頻回受診の防止や保険給付を受けない被保険者との均衡を保つために必要なものと考えており、一部負担金を減免する条例については、減免基準を拡充する予定はありません。

なお、町においては、生活保護基準を目安とした減免基準はありません。

**② 一部負担金の減免制度を利用しやすく、広く周知してください。**

減免制度を容易に申込できるように、申請書類を整えて下さい。

申請書類を管内医療機関に配布し、医療機関で直接申し込めるようにしてください。

国保税の通知や新国保制度の広報などの機会を利用して、減免制度が正しく活用できるよう、広く周知してください。

**【回答】**

一部負担金の減免申請は、被保険者個々の事由に応じた申請、審査となることから国保担当窓口での申請のみとさせていただいており、現在のところ医療機関での申請受付を実施する予定はありません。

なお、町の広報紙、町ホームページ等を活用した制度の周知については検討していきます。

**(6) 新国保制度にあたり、住民の声が反映する国保運営を行なってください。**

**① 市町村の運営協議会を存続させてください。**

2018年度の都道府県化に伴い県に「国保運営協議会」が設置されますが、引き続き、市町村の運営協議会も存続させ、被保険者など住民の意見も反映させてください。

**【回答】**

国保運営が広域化された場合でも保険税の決定は町となるので、存続していく方向で考えています。

**② 国保運営協議会の委員を広く公募してください。**

国保運営協議会の委員を「公募」している自治体は、2016年度23自治体と3つ増えました。また、「公募を検討する」とした自治体は12こちらも1つ増え住民の参加が広がってきています。引き続き、国保運営協議会の委員の公募と医療関係者や有識者だけでなく、被保険者など住民から広く公募してください。

**【回答】**

委員の公募を行っていませんが、被保険者、保険医及び公益を代表する方から委員を選定し、適正な運営に努めているところです。

### ③ 国保運営協議会の議事録を公開して下さい。

国保運営協議会は昨年から4つ増え41自治体で傍聴や議事録などで公開されています。引き続き公開し住民の意見を反映させる場にしてください。非公開の自治体は公開してください。

#### 【回答】

国保運営協議会の傍聴は受けていません。議事録については、公開を検討していきます。

## (7) 保健予防活動について

### ① 特定健康診査の本人負担をなくし、診査の項目を拡充して下さい。

特定健診に自己負担がある場合、本人負担をなくし、年間を通じて受診できるようにしてください。また健診項目や内容の改善を重ね、早期発見・早期治療につなげてください。

#### 【回答】

町では、特定健康診査の個別健診については、個人負担額を1,000円としていますが、集団健診については、本人負担を無料として実施しています。

現代社会において、死亡原因の多くは生活習慣病が関連しており、不規則な生活習慣により糖尿病、高血圧、高脂血症の危険要因を持つ人の多くが肥満傾向にあることから、今後も現在の特定健康診査の趣旨を広く周知し、多くの方に受診していただけるよう啓発に努めたいと考えています。

また、特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高いと判定された方については、保健師、管理栄養士等が特定保健指導を行い、生活習慣の改善を支援し、生活習慣病の予防につなげていきます。

特定健康診査の項目については、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第15号）により定められており、健診項目や内容の変更は考えていません。

### ② ガン検診を受診しやすくしてください。

ガン検診の自己負担額がある場合、本人負担をなくし、年間を通じて受診できるようにして下さい。特定健診との同時受診ができるようにしてください。また集団健診方式の場合は、個別健診もすすめて下さい。

#### 【回答】

ガン検診費用の自己負担については、受益者負担の原則により本人の負担をいただいています。なお、乳がん検診、子宮がん検診については、一定の年齢の方に無料クーポン券を発行し、無料で受診していただけるようになっていきます。

また、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診の集団検診については、特定健診と同時受診が可能となっています。

平成29年度については、集団検診による肺がん検診と大腸がん検診の受診機会の拡大に努め、9月から10月に新たに集団検診の機会を設けました。

なお、胃がん検診、子宮がん検診、大腸がん検診については、個別検診による受診も可能となっています。

### ③ 健康寿命が向上するように、住民参加の健康づくりをすすめてください。

保健師と住民が一緒になって、健康寿命をのばす体制をつくり、健康づくりに取り

組んでください。保健師を増員してください。

**【回答】**

健康増進事業の一環として保健師等による「気軽にノルディックウォーキング」を実施し、住民参加の健康づくりを推進しています。

また、保健師が地域の食生活改善推進委員と共同して健診受診の勧奨と健康増進のために料理教室を実施し、健康意識の向上を図っています。

保健師の増員については、子どもから大人までの健康づくりの推進のために保健師の確保は重要です。そのため、当町においては、平成30年度の保健師採用を予定しています。

## **2. 後期高齢者医療について**

### **(1) 長寿・健康増進事業を拡充してください。**

健康教育・健康相談事業、健康に関するリーフレット提供、スポーツクラブや保養施設等の利用助成を拡充してください。

特定健診及び人間ドック、歯科健診は無料で年間を通じて実施してください。周知徹底と受診率の向上を図って下さい。

**【回答】**

保養施設に対する利用助成については、昨年度、助成金額を2千円から2500円に拡充しました。

人間ドックに対する助成は年間を通じて実施しています。

歯科検診については、埼玉県後期高齢者医療広域連合と埼玉県歯科医師会が、前年度に被保険者となった方に対して実施しています。

### **(2) 所得がなくても安心して医療が受けられるようにしてください。**

資格証明書や短期保険証を発行しないでください。高齢者では受診抑制や手遅れ受診は、いのちに直結します。低所得者や滞納世帯への対応では、健康状態や受診の有無を把握し、安心して医療が受けられるよう支援してください。

**【回答】**

資格証明書については高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることのないよう原則として交付しないことを基本的な方針としています。滞納者の健康状態についてはレセプトにより確認をしています。短期保険証については、被保険者間の公平を保つために必要と考えます。悪質な滞納者に対し、通常は有効期間が1年のところ、有効期間が4ヶ月の保険証を交付しています。

## 2. だれもが安心して介護サービスを受けられるために

### 1. 訪問・通所介護の地域支援事業は、現行相当サービスを確保してください。

また、移行した事業における利用者の実態調査を実施してください。

要支援と認定された方に対する訪問・通所の介護サービスについて、2017年以前に移行した自治体では、事業の実施状況（事業の運営者、事業の内容、利用者数、利用者負担の基準）を教えてください。移行した事業で工夫している点、課題と考えている点を教えてください。

2017年度から移行する自治体では、4月以降に実施される事業の運営者、事業内容、予想される利用者数、利用者負担の基準について教えてください。移行するうえで工夫した点、課題として考えている点を教えてください。

なお、事業の運営主体は現行指定事業者としてください。

#### 【回答】

2017年4月から総合事業を実施し、現行指定事業者が現行相当サービスを提供しています。

### 2. 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の計画と体制をとってください。

高齢者人口の増加に伴いますます介護予防事業が重視されるところですが、地域支援事業・介護予防事業として重視している事業を教えてください。

なかでも認知症に対する住民の理解が必要と考えますが、住民への理解促進を図る手立てを教えてください。

#### 【回答】

介護予防事業は委託のほか、住民主体により実施しています。

認知症カフェを運営する法人に公共スペースを提供しています。

### 3. 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援を行ってください。

定期巡回24時間サービスは、対応できるスタッフの確保や、採算が厳しい状況がいわれています。定期巡回・随時対応サービス実施状況を昨年の回答時と比較した課題、今後、サービス提供事業者と利用者が増える可能性について見通しを教えてください。

また、県と医師会は在宅医療連携拠点を県内30カ所に開設しましたが、当該地域での医療との連携では、どのような課題があるのか教えてください。

#### 【回答】

町内に定期巡回・随時対応サービス事業所がなく、また、参入を希望する事業者もないため、利用希望がある場合は、隣接市の事業所を区域外指定してサービスを提供しています。今後も、同様に区域外指定で対応する予定です。

地域医療提供体制については、地域の医師会と協力して課題を抽出します。

### 4. 特別養護老人ホームを大幅に増設してください。

特別養護老人ホーム利用待機者を解消するため、計画的に増設してください。

特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上としたことから、すべての入所希望者の入所を確保するよう、施設整備をしてください。

また、平成 29 年 3 月 29 日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護 1・2 の方の特養入所判断において、施設側が独断で拒否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。

**【回答】**

町内には要介護・要支援認定者のおおむね半数の定員の施設が確保されていることから、大幅な増設は考えていません。

要支援 1、2 の方の入所判断については、当該通知に基づき、施設と情報共有等を行い対応します。

**5. 介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障するため、介護労働者の処遇改善を行うよう国に要請するとともに、独自の施策を講じてください。**

介護労働者の平均月収は他産業と比べてきわめて低く、離職率も高い職種となっています。募集をしても応募者がなく、事業運営に支障をきたす事態も発生しています。介護報酬加算による処遇改善ではなく、一般財源による国の責任で処遇改善をするよう国に要請してください。

また保育士確保の諸制度施策が自治体の努力で実現しています。介護労働者の定着率向上のため、県と連携や独自施策などにより対策を講じてください。

**【回答】**

介護労働者の処遇改善については、全国町村長会が国に対して、介護従事者の人材確保の取り組みを行うよう要望しています。

**6. 要介護 1、2 の認定者の介護保険制度利用の制限が検討されるなど、さらなる介護保険給付の削減縮小をしないよう国に要請してください。**

要支援 1、2 の方の訪問・通所サービスの介護保険制度からの排除に続き、要介護 1、2 の認定者の介護保険制度利用に制限を加える制度改定の検討が行われています。要介護 1、2 の認定者への介護保険制度の制限を加えないよう国に要請してください。また、福祉用具の貸与の制限の検討がおこなわれるなど、給付制限をこれ以上広げないでください。

また、介護保険料の 2 割負担や補足給付の実施による介護保険制度の利用控えなどがおきています。さらなる負担増が発生しないよう国に要望してください。

**【回答】**

現在は国へ要請する予定はありません。今後、国の動向を注視していきます。

**7. 地域包括支援センターの職員を増員し、機能を強化してください。**

地域包括支援センターについては、地域支援事業など取り組む事業がふくらむなか、その役割の発揮が期待されるところです。住民にとって拠り所となる「地域包括支援センター」となるよう、職員を増員し適正に配置するとともに、機能強化を図ってください。なかでも、医療と介護の連携における地域包括支援センターの役割はどのように位置づけていくか教えてください。また、地域医療介護総合確保基金をどのように活用しているのか教えてください。

**【回答】**

今後、地域包括支援センターの職員の増員を検討します。

第6期事業計画において、地域包括支援センターを地域包括ケアシステムの中核機関として位置づけています。

## 8. 介護保険料、利用料の減免制度の拡充を行ってください。

高齢化が進行し低所得の高齢者も増えており、介護保険料の滞納者や利用したくても利用できない人が増えています。住民税非課税世帯については、市町村の単独支援として利用料の減免制度を拡充してください。

生活保護基準を目安とした減免基準がある場合は、その基準を引き上げてください。

すでに利用料の所得による2割負担化が実施されており、経済的理由で必要介護サービスを抑制することが懸念されます。利用料の1割から2割への変更では、どのような対応をおこない、利用者からの意見が上がっているか教えてください。

### 【回答】

所得の低い方には、保険料基準額を低く設定しています。住民税非課税世帯の方が施設サービスやショートステイを利用した場合、食費と居住費の負担が軽減される制度があります。

また、同一月内の利用料が限度額を超えた場合に払い戻される高額介護サービス費の限度額が引き下げられる制度があります。

なお、本町では、生活保護基準を目安とした減免基準は設けていません。

利用料の1割から2割への変更に関して、利用者からのご意見はいただけていません。

## 9. 第7期事業計画の策定にあたり、介護保険料を引き下げてください。

第7期の介護保険料は、財政安定化基金や介護保険給付費準備基金を取り崩して引き下げてください。応能負担の原則にもとづき、保険料の上限を引き上げ、低・中所得者の保険料を引き下げてください。

財政安定化基金や介護給付費準備金は、年度末にどの程度が見込まれるのか教えてください。

第7期介護保険事業計画策定にあたって、実態調査や意向調査がおこなわれていることと思いますが、調査結果のおもな特徴を教えてください。

第6期介護保険事業計画2年目である平成28年度の給付総額と被保険者数について、見込みどおり推移しているか教えてください。

### 【回答】

介護保険給付費準備基金は、平成28年度末において1億9376万4千円を見込んでおり、保険料の抑制のために活用する予定です。

第7期事業計画策定に係る各種調査については、未集計です。

平成28年度の給付総額と被保険者数は、計画値を下回って推移しています。

### 3. 障害者の人権とくらしを守る

#### 1. 障害者差別解消法の推進へ、障害者差別解消地域支援協議会を設置し、差別解消に向けた具体的な推進策を展開してください。

障害者差別解消法の推進のために、障害者差別解消地域支援協議会の設置とともに、単なる啓発に終わることなく、具体的な推進策をすすめてください。具体的な推進策として、例えば、行政と住民が一体となって、共生社会をイメージして取り組める「バリアフリーのまちづくり点検活動」を展開してください。

##### 【回答】

障害者差別解消法の施行に合わせて、職員対応要領を定め、周知しました。併せて、相談窓口を定め、その周知に努めています。

地域支援協議会の設置については、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第17条に基づき、地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有し、障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、松伏町地域障がい児者支援協議会の所掌事項に障害者差別解消支援地域協議会に関するものを位置付けました。

#### 2. ショートステイをはじめ地域生活の基盤整備をすすめてください。

資源不足の中で、老障介護の実態を直視し、障害者・家族が孤立しないで地域で安心して暮らし続けられるよう、自治体内にホームヘルパー等、専門性を重視した人材確保や緊急時のショートステイなど、障害福祉サービスの総合的な拡充を図ってください。なお、自治体内のショートステイの整備状況（か所数とベット数）と、他の市町村のショートステイを利用している実人数（延べ人数でなく）を教えてください。

##### 【回答】

利用者のニーズに応じて、サービス事業者等の協力のもと、障害者総合支援法に基づく、障がい福祉サービスの適切かつ効率的な提供や、障がい者のための相談支援、情報提供体制の充実に努めているところです。

なお、町内のショートステイについては2か所あり、ベット数は合わせて6床です。他の市町村のショートステイを利用している人数は、14人です。

#### 3. 地域活動支援センターⅢ型事業（①旧心身障害者地域デイケア型、②旧精神障害者小規模作業所型）の運営改善と単独補助を行なってください。

障害者自立支援法施行に伴い、県単作業所事業から移行した地域活動支援センターⅢ型ですが、元々、財政基盤が弱く、補助金の平均が旧心身障害者地域デイケア型で約1,600万円というレベルです。旧精神障害者小規模作業所型はさらに低く平均約880万円で、未だに障害間格差があります。職員の配置と労働条件や利用者の処遇の改善とともに、安定運営へ特別の補助を講じてください。また、①、②ごとに、他市町村の地域活動支援センターを利用している実人数（延べ人数でなく）を教えてください。

##### 【回答】

地域活動支援センターⅢ型（①旧心身障害者地域デイケア型②旧精神障害者小規模作業所）はありませんので、単独補助を講ずる予定はありません。また、他市町村の①旧心身障害者地域デイケア型を利用している方は2人です。②旧精神障害者小規模

作業所を利用している方はいません。

このほかに、地域活動支援センターⅢ型の事業所（利用者が5名以上10人未満）が1箇所ありますが、今後、就労継続支援や生活介護等に事業に移行できるように、指導をしていきます。

#### **4. 県単事業の障害者生活サポート事業を実施・拡充してください。**

利用者にとって利便性が優れている県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村も実施してください。実施市町村は利用時間の拡大をめざすとともに、成人障害者への軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。また市町村が事業を拡充しやすくなるよう、県に補助増額や低所得者も利用できるよう負担の応能化を働きかけてください。

##### **【回答】**

障害者生活サポート事業について他市町の状況等について調査研究してきましたが、今のところ実施には至っておりません。今後調査研究を続けていきます。

#### **5. 障害者自立支援協議会を強化するとともに、入所待機者の解消のため、暮らしの場を整備してください。**

- (1) 障害者自立支援協議会を強化し、活性化を図ってください。障害者、家族の生活実態を把握するとともに、各障害者施策へのモニタリング機能を高め、課題の解決へ、結果を支援計画に反映させてください。

##### **【回答】**

障害者自立支援協議会体制強化、活動活性化については、充実した松伏町地域障がい児者支援協議会の運営に努めます。

- (2) 入所支援施設待機者が県内で1400人～1500人とも言われ圧倒的に不足しています。それに加えて、地域では明日をも知れない老障介護50歳以上の障害者を80歳以上の母親が介護している等、潜在的待機者の存在は待ったなしです。

現状では、圏域外や遠く県外施設に依存せざるを得ない一方で、地域移行の目玉と称されるグループホームも同様に圏域外や県外に依存している実態があり、都市部ほど顕著です。住み慣れた地域での生活保障は拠点となる入所支援施設等の整備が決定的であり次期の支援計画に反映させてください。町村においては、近隣市町村との連携も含め、障害者の暮らしの場の整備を検討してください。

##### **【回答】**

町が、入所支援施設等について直接基盤整備することは困難であると考えていますので、町内に施設等を設置しようとする事業者に対して側面から支援することに努めることにより基盤整備を図りたいと考えています。

#### **6. 65歳になった障害者に対して、介護保険制度優先原則を機械的に押しつけないでください。**

65歳以上になった障害者に、本人のニーズを無視した介護保険制度への移行を強制しないでください。特にそれまで利用してきた地域活動支援センターや移動支援、グ

ループホーム等、障害福祉サービスは継続する等、両制度の違いを認識し、それまで利用してきた制度を継続する等、利用者本位に対応してください。また、介護保険制度の優先原則とは関係のない障害者施策まで、65歳を根拠に年齢による利用制限等、市町村独自の差別を持ち込まないでください。また、介護保険制度の優先原則とは関係のない他の障害者施策に対して、65歳を根拠に利用制限等、差別（ローカルルール）を持ち込まないでください。

**【回答】**

障害者の方が65歳以上の年齢到達により障害者総合支援法から介護保険利用を優先することにつきましては、制度上で介護保険を優先することになっています。介護保険で対応できないものは、障害者総合支援法などの対応できる制度の利用を進めています。

**7. 重度障害者への福祉医療制度を拡充してください。**

重度心身障害者医療費助成制度について、償還払いの市町村は、障害者の財政状況や手続き等の不便さを勘案し、窓口払いのない現物給付方式に改めてください。また、現物給付の市町村は、近隣市町村と調整し、現物給付の広域化をすすめとともに全県現物給付化を県に働きかけてください。あわせて精神障害者1級の急性期入院の対象化と、2級まで助成対象とするよう県に働きかけてください。

**【回答】**

重度心身障がい者医療費支給事業の対象は、県の制度に合わせて身体障害者手帳1～3級、療育手帳○A、A、B、精神障害者保健福祉手帳1級の方、高齢者医療の確保に関する法律施行令別表各号の認定を受けた方を対象としています。また、町内の医療機関を受診する際には、現物給付を行なっています。なお、手帳交付日時点での年齢が65歳以上の方は対象外です。

## 4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

### 【保育】

#### 1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

##### (1) 待機児童の実態を教えてください。

潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

##### 【回答】

平成29年4月1日時点で入所保留児童は19名います。国基準による待機児童数については、町が調査報告した内容をもとに、国・県が公表します。

##### (2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

待機児童解消のための対策は、公立保育所・認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。また、国へ保育所等整備交付金の増額を要望してください。地域型保育施設への運営費補助を増額してください。

##### 【回答】

待機児童解消のための対策としては、保育士の不足解消に向けた取り組みを実施しています。公立施設の整備の予定はありません。

#### 2. 待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善し、増員してください。

保育所を増やすためにも保育士の確保が必要です。自治体の努力で、独自に10,000円の補助を給与に付加しているところもあります。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善をお願いします。

##### 【回答】

保育士等の処遇改善については、国の基準に従って賃金改善ができるよう委託料や施設型給付費を支払っています。

#### 3. 保育料を軽減してください。

国が定めている基準以下に保育料を軽減して下さい。多子世帯の保育料軽減を拡充して下さい。

##### 【回答】

町の保育料では、国が定めている基準のおおよそ4分の3程度となっています。また、国基準の多子世帯の軽減措置を実施するとともに、それに該当しない多子世帯の第3子以降の3歳未満児に係る保育料を助成しています。

#### 4. 児童の処遇の低下や格差が生じないように、保育の公的責任をはたしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならない、そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。

保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援をしてください。幼保連携型認定こども園へ移行しない

てください。

**【回答】**

当町においては、松伏町子ども・子育て支援事業計画に基づいて、教育・保育施設の確保方策を定めていますが、そこでは、現行の教育・保育施設数の維持を前提に計画を立てています。また、教育・保育の一体的な提供をするため、認定こども園への移行を推進する計画となっています。

**【学童】**

**5. 学童保育を必要とする子どもたちが入所できるように施設を整備してください。**

学童保育を必要とする児童・家庭が入所できるように、施設整備をはかってください。安全・安心な場を保障するために、大規模クラブの分離・分割をすすめてください。

**【回答】**

学童クラブは6箇所あり、定員は355名です。保育を必要とする児童の受け入れを概ねできているので、施設整備は予定していません。

また、すべての学童クラブにおいて、壁などは設置していませんが、児童をおおむね40人の支援の単位ごとに支援員2人以上を配置し、集団活動を指導しています。

**6. 学童保育指導員の処遇を改善してください。**

児童クラブの指導員（支援員）の処遇を抜本的に改善し、増員して下さい。

厚生労働省の「放課後指導支援員等処遇改善等事業」を活用してください。

また、新たに予算化された「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」についても活用を進めて下さい。

**【回答】**

放課後指導支援員等処遇改善等事業については、補助要件を満たしていないため実施予定はありません。また、今年度創設された放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業については、国・県より詳細が示され次第、実施を検討します。

**7. トイレや空調設備など学校や学童保育の環境整備をはかってください。**

安全が確保され、心身ともに健やかな成長がはかれるように、学校内や学童保育の児童が利用するトイレや空調などの環境整備を、引きつづき行なってください。

**【回答】**

学童クラブのトイレはすべて洋式です。また、すべての学童クラブで空調設備を完備しています。

**【子ども医療費助成】**

**8. 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。**

子ども医療費の無料化を「18歳年度末」まで拡充している場合は、引きつづき継続してください。まだ行っていない場合は、実施を検討して下さい。

国は子どもの医療助成の所謂ペナルティである国保の国庫負担減額調整を2018年度から一部廃止する方針です。本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであ

り、他県が行なっているように埼玉県も中学3年まで埼玉県が助成すべきです。国や県への要請を行なってください。

**【回答】**

松伏町で高校生を対象に医療費を助成した場合、給付費及び人件費等も合わせると1,000万円以上の財源を毎年度確保する必要があります。町では平成24年10月より、町独自の財源で小中学生の医療費の助成を行っています。さらなる拡大につきましては慎重に検討していきたいと考えます。

また、県基準の拡大については町村会を通じ要望しております。今後も機会あるごとに要請を行っていきます。

## 5. 住民の最低生活を保障するために

### 1. 行政のすべての部門で、生活に困窮した市民が来所した場合に、生活保護制度につながるようにしてください。

国保税の滞納など生活に困窮した方が国保課などに来所した場合に、生活保護の制度の利用につながるようにしてください。

生活保護の受給をためらうことでいのちに関わる事件が起こらないように、制度紹介のパンフレットを発行し、申請書とともに自治体の窓口置き、制度の正しい説明を広く住民に知らせてください。

#### 【回答】

生活に困窮した方からの相談が税務課や国保の担当課等にあった場合は、福祉健康課に繋げるようにしています。そして生活保護に該当する可能性がある場合は、速やかに生活保護の実施機関へその旨を連絡しています。

### 2. 「一括同意書」や資産申告書や通帳提出の強要はやめてください。

申請時の一括同意書はやめてください。

資産報告については通帳コピーを強要せず、残金報告だけにしてください。

#### 【回答】

生活保護制度の実施機関は、県福祉事務所になっています。

### 3. 受給開始前の国保税等の滞納処分は執行停止してください。

生活保護受給前の国保税等については、「最低生活費に課税しない」とする生活保護法の趣旨に反することであり、督促することなく執行停止をするなど徴収はしないでください。

#### 【回答】

生活保護受給者となった場合は、生活保護受給以前の徴収金について、滞納処分の執行停止をしています。

### 4. 生活保護基準の引き上げを国に要請して下さい。

消費税率の引き上げ後、食料費、光熱費等が高騰しています。生活保護受給世帯の暮らしが圧迫され、健康で文化的な暮らしができなくなっています。

保護基準や期末一時扶助額などの大幅な引き上げを国に要請してください。

#### 【回答】

生活保護制度の実施機関は、県福祉事務所になっていることから、国への要請は考えておりません。

### 5. ケースワーカーを厚労省の標準数まで増やして下さい。

ケースワーカーは少なくとも厚労省が示す標準数まで増やしてください。また、資格をもつ専門職の人やベテランの職員を配置して、親切、丁寧な対応ができるようにしてください。安易な警察官 OB の配置や、申請時の相談員に非正規雇用者を配置しないようにしてください。

**【回答】**

生活保護制度の実施機関は、県福祉事務所となっています。

**6. 無料低額宿泊所に長期に入所させないでください。**

貧困ビジネスとしての宿泊施設への安易な誘導は行なわないでください。無料低額宿泊所は一時宿泊施設であり、長期入所者のないようにしてください。

**【回答】**

生活保護制度の実施機関は、県福祉事務所になっています。

**7. 生活困窮者自立支援法の事業を拡充してください。(町村は除く)**

生活困窮者自立支援法が施行され2年が経過し、到達を教えてください。

自立相談支援事業は自治体が直営で行なってください。「水際作戦」とならないように生活保護につなぐべき人につながるようにするなど生存権保障を重視してください。

子どもの学習支援や住宅確保給付金など支援事業を拡充して下さい。

**【回答】**

**8. 生活福祉資金の活用を周知してください。**

生活福祉資金は生活困窮者自立支援法と連携し、総合支援資金と緊急小口資金を効果的に実施することになっています。緊急小口資金(貸付限度額10万円)については、住まいのない離職者、派遣切りなどの失業者、生活に困窮する低所得者、障害者世帯、高齢者などが利用できるよう確実に案内してください。

**【回答】**

生活困窮者からの相談について最初の対応は町が行ない、生活状況、健康状態などの聞き取りを行い、生活保護の実施機関である県社会福祉事務所に書面で報告し、制度につないでいますが、その際には、活用できる他制度を紹介しており、生活福祉資金についても案内に努めます。

**【就学援助】**

**9. 小学校入学前に就学援助制度が利用できるようにしてください。**

今年3月の文科省初等中等教育局長通知で「小学校入学前に就学援助費の支給は可能」となり、要保護児童生徒援助費補助金の単価を引き上げました。小・中学生の「新入児童生徒学用品費」が倍額に近い(小学校入学20,470円から40,600円、中学校入学23,550円から47,400円)引き上げられました。これを受け早速栃木県日光市では4月25日から準要保護児童生徒にも同額の支給を開始しています。

この通知を確実に実施できるように、ただちに条例等を改正するなどして制度を拡充してください。2018年度に入学する生徒へは2018年3月に支給できるようにしてください。準要保護児童生徒にも同様に同額を支給してください。

子どもの貧困と格差が問題となっています。憲法26条の「義務教育は無償」に基づく就学援助は大切な制度です。「国民の権利」であることを父母に広く知らせ、子どもの心を痛めない方法で実施してください。

**【回答】**

現在、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、当町が行っている就学に必要な援助は、当該年度の所得が確定する6月上旬にならないと認定、非認定の判定ができないため、新入学児童生徒学用品費も含めて8月に支給しています。

新入学児童生徒学用品費の入学前支給については、制服等の準備のため、保護者に最も負担がかかるのは入学前であると認識しています。すでに入学前の支給を実施している自治体の認定審査方法等を調査し参考にして、当町も今年度末の支給に向けて要綱を改正するなど準備を進めています。

新入学児童生徒学用品費の引上げについては、国が要保護児童生徒援助費補助金の単価を上げたことに伴い、当町の準要保護児童生徒にも同額の支給ができるように、今年度の単価を小学校4万600円、中学校4万7,400円に引き上げています。

以上